

(案)

総合的な駐車対策のあり方検討会設置要綱

(制定) 令和 3 年 7 月 30 日付 3 都市基交第 414 号

(改正) 令和 4 年 3 月 日付 3 都市基交第 号

(目的)

第一条 総合的な駐車対策のあり方を検討するに当たり、学識経験者等の専門的意見を反映させるため、総合的な駐車対策のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 検討会は、次に掲げる事務を掌握する。

- 1 駐車場施策の検討・調査に関する事項
- 2 その他検討会の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第三条 検討会は、別紙に掲げる委員（座長、アドバイザーを含む。）により構成する。

(座長)

第四条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、検討会を招集し、議事を総理する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 4 前条の規定のほか、座長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 5 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第五条 検討会及び検討会の資料は、公開とする。ただし、座長が不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第六条 検討会の事務局は、都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

(案)

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 日から施行する。

(案)

「総合的な駐車対策のあり方検討会」委員名簿

座 長	岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科	特任教授
委 員	伊藤 香織	東京理科大学理工学部建築学科	教授
委 員	野澤 千絵	明治大学政治経済学部政治学科、地域行政学科	教授
委 員	都民安全推進本部	治安対策担当部長	
委 員	都民安全推進本部	総合推進部 渋滞対策担当課長	
委 員	都民安全推進本部	総合推進部 違法駐車対策担当課長	
委 員	都市整備局	都市づくり政策部長	
委 員	都市整備局	都市づくり部 政策調整担当課長	
委 員	都市整備局	都市基盤部長	
委 員	都市整備局	交通政策担当部長	
委 員	都市整備局	都市基盤部 交通計画調整担当課長	
委 員	都市整備局	都市基盤部 交通プロジェクト担当課長	
委 員	都市整備局	市街地建築部長	
委 員	都市整備局	市街地建築部 建築企画課長	
委 員	環境局	環境改善部長	
委 員	環境局	環境改善部 自動車環境課長	
委 員	環境局	地球環境エネルギー部 Z E V推進担当課長	
委 員	建設局	道路管理部長	
委 員	建設局	道路保全担当部長	
委 員	建設局	道路管理部 管理課長	
委 員	建設局	道路管理部 監察指導課長	
委 員	警視庁	交通部 交通規制課長	
委 員	警視庁	交通部 駐車対策課長	
オブザーバー	国土交通省	都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官	
オブザーバー	渋谷区	都市整備部、土木部	